

山口県都市計画審議会
会 長 鷗 心 治 様

宇部市長 久 保 田 后 子

宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

宇部都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 宇部市大字善和字大旦 1 9 0 番 1 の一部 |
| (2) 用 途 地 域 | 指定なし |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条区域 |

2 設置者 宇部市大字東岐波字横尾村746番1 松永貨物 有限会社 代表取締役 中尾 敦子

3 用途 産業廃棄物処理施設

4 敷地面積 9,165.00 m²

5 建築面積 9.90 m²

6 延べ面積 9.90 m²

7 建物概要 鉄骨造平家建て

8 処理能力

破砕処理施設：廃プラスチック類 71.84t/日、木くず 111.66t/日、がれき類 1234.67t/日

9 周囲の状況

敷地は、山陽自動車道宇部インターチェンジから北側約 1.4km に位置し、周囲は工場及び山林に囲まれています。

10 付議の理由

当該施設は、産業廃棄物となる廃プラスチック類、木くず、がれき類を破砕処理する施設です。当該施設で破砕処理されたものは、製品の原料などに再利用され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書の規定を適用しようとするものです。